

小山市人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針

小山市は、小山市人権尊重の社会づくり条例（平成16年条例第1号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり小山市人権尊重の社会づくりに関する施策（以下、「人権施策」という。）の基本方針を定める。この人権施策の基本方針は、市が各種の政策を決定し、実行していく上で準拠すべき基本的な考えを示すものである。

1 人権尊重の社会づくりに関する基本的方向

(1) 人権施策の基本理念

人権とは、人間の尊厳に由来し、人々が生存と自由を確保するとともに、個々の幸福を追求し、その人らしく生きる権利であり、すべての人間に平等に保障されなければならないものである。

また、個々の人権の行使に当たっては、自分の権利のみならず他人の権利についても深く理解し、人権を相互に尊重し合うことが重要である。

これらのことから、人権施策の基本理念は、一人ひとりが、それぞれかけがえのない人間として尊重され、偏見や差別がなく、一人ひとりの違いを社会の豊かさとして認め合い、共に生きることができる、この様なすべての人の人権が尊重される社会をつくることである。

(2) 人権施策に関する基本的方向

小山市人権尊重の社会づくり条例の主旨を踏まえ、各種の人権施策を総合的に推進していく。

施策の基本的な柱としては、人権意識の高揚を図ることである。このため人権教育及び人権啓発並びに相談及び支援に関する計画を定め、その積極的かつ効果的な推進を図っていく。

2 人権意識の高揚を図るための施策に関する基本的事項

市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るために、人権についての正しい理解と人権尊重の理念を深め、これを自らのものとする必要があることから、人権教育及び人権啓発を積極的に推進していく。

(1) 多様な機会の提供

人権教育及び人権啓発は、全市民を対象に実施する必要があることから、家庭、地域、学校、職域その他の様々な場と、集会、授業、会議その他の様々な機会において、適切な手法で効果的かつ継続的に実施していく。

(2) 実施主体間の連携

人権教育及び人権啓発は、国、県、市、学校、社会教育施設など、様々な実施主体がかかわる必要があることから、それらを一層効果的かつ総合的に推進するため、実施主体間の横断的なネットワークを充実するなどの連携及び協力関係の強化を図っていく。

(3) 自主性の尊重

人権教育及び人権啓発は、個人の内心、心の在り方に深くかかわる問題でもあることから、市民自らの学ぶ意欲を喚起し、及び尊重し、それらに十分な配慮をしていく。

(4) 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する人権教育及び人権啓発

行政、教育、医療・福祉等、人権に深くかかわる職業に従事する者に対しては、より一層の人権教育及び人権啓発に努めていく。

3 人権に関する課題ごとの施策に関する基本的事項

個人の尊重と法の下での平等という普遍的な視点からも重要な女性、子ども、高齢者、障害者、同

和問題、外国人、H I V感染者等にかかわる人権問題に対する施策は、それぞれの個別計画等を踏まえて実施されるものであるが、共通する基本施策である人権教育及び人権啓発並びに人権侵害に対する相談及び救済支援については、次のとおり推進することとする。

(1) 人権教育及び人権啓発

女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、H I V感染者等に対する偏見、差別等の人権侵害については、これらが生み出された背景や問題の現状などを正しく理解し、誤った考えを改めるための人権教育及び人権啓発を推進していく。

(2) 相談及び支援体制の充実

人権侵害を受けている者及び人権侵害を受けるおそれのある者に対する救済については、法務省の人権擁護機関及び裁判制度、県の個別課題ごとの相談窓口及び保護機関と相まって、小山市においても関係機関との連携を強化しながら相談窓口等により対応するとともに、さらに相談及び支援体制の充実を図っていく。

4 人権尊重の社会づくりの推進体制

人権が尊重された平和で豊かな小山市の実現には、国、県、市及び市民が、それぞれの立場から人権尊重に向けた取組みを主体的に実施していくことが重要であり、この観点から推進体制の充実を図ることが必要である。

(1) 市庁内体制

市の庁内に組織された「小山市人権教育推進会議」を中心に、総合的かつ効果的な人権施策の推進を図っていく。

(2) 国及び県等との連携

市の人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、国、県及び関係団体との連携強化に努めるとともに、市民及び企業との連携及び協働を促進し、人権施策の充実を図っていく。

2 学校教育においては、児童生徒の発達段階に即しながら、各教科等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて、人権尊重の理念について理解を促すように努める。

3 社会教育においては、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会を提供し、人権尊重の理念について理解を深めるように努める。

4 指導者の養成及び研修については、計画的に実施し、資質の向上に努めるとともに、その活用を図る。

5 各実施主体は、生涯学習の観点に立って、学校教育、社会教育及び家庭教育のそれぞれの主体性を尊重しつつ、相互の連携を図り、総合的かつ効果的な推進に努める。

6 推進に当たっては、学校や地域の実情に応じ、人権に関する現状を正しく把握して取り組むとともに、教育の中立性の確保に努める。